

関連事業者許可取扱要綱

昭和63年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、関連事業者の許可について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第31条及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号）第31条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 関連事業者の許可は、次の部類ごとに行う。

- (1) 第1種 原則として卸売業者の取扱品目以外の物品の卸売業
- (2) 第2種 サービス業

(資格基準)

第3条 関連事業者（精算会社を除く。）の業務の許可を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 原則として、県内に住所又は事業所を有する者
- (2) 開業資金として300万円以上を有する者
- (3) 営もうとする業種について現在までに引き続き3年以上の営業実績を有する者
- (4) 当該業務が許認可を必要とする業種にあつては、現にその許認可を請けて営業している者（選考方法等）

第4条 選考は市場協力会で審査し、その報告に基づき市長が決定する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。